

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【公表番号】特表2002-524138(P2002-524138A)

【公表日】平成14年8月6日(2002.8.6)

【出願番号】特願2000-568427(P2000-568427)

【国際特許分類】

A 61 F 2/38 (2006.01)

A 61 B 17/56 (2006.01)

【F I】

A 61 F 2/38

A 61 B 17/56

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月7日(2007.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】患者の膝蓋骨の後部に埋め込み可能な、支持面を有する膝蓋骨インプラントと、

患者の大腿骨の膝端部に埋め込み可能な滑車インプラントであって、膝蓋骨の支持面と係合する関節面を有する滑車インプラントと、

患者の大腿骨の膝端部に、滑車インプラントの代わりに埋め込み可能な大腿骨人工装具であって、膝蓋骨インプラントの支持面および人工脛骨コンポーネントと係合する支持面を有し、大腿骨人工装具の支持面の輪郭が、膝蓋骨インプラントの支持面に係合する滑車インプラントの関節面の一部と同一の形状になっている大腿骨人工装具と、を含み、

膝蓋骨インプラントの支持面は、滑車インプラントの関節面と大腿骨人工装具の支持面の両方に面接觸且つ一致係合をなす形状になっている、

ことを特徴とする人工膝システム。

【請求項2】前記滑車インプラントの前記関節面および前記大腿骨人工装具の支持面は、各々、膝蓋骨インプラントに係合する溝を有していることを特徴とする請求項1記載の人工膝システム。

【請求項3】前記滑車インプラントおよび前記大腿骨人工装具は、右の膝と左の膝の何れにも取り付けることができるよう長手方向軸線の回りに対称であることを特徴とする請求項1記載の人工膝システム。

【請求項4】前記滑車インプラントおよび前記大腿骨人工装具は、右の膝と左の膝のうち何れか一方にしか取り付けることができないよう長手方向軸線の回りに非対称であることを特徴とする請求項1記載の人工膝システム。

【請求項5】前記滑車インプラントは、コバルト-クロム-モリブデンで作られていることを特徴とする請求項1記載の人工膝システム。

【請求項6】前記滑車インプラントは、後面及び前記関節面と後面を形成する周縁部を含み、前記後面は、後面の少なくとも一部及び前記周縁部の少なくとも一部に沿って延びるセメント保持リムを有していることを特徴とする請求項1記載の人工膝システム。

【請求項7】前記滑車インプラントは、後面及び側部と、前記後面から突出した少なくとも1本の固定ピンとを更に有することを特徴とする請求項1記載の人工膝システム。

【請求項 8】 前記滑車インプラントの前記関節面および前記大腿骨人工装具の支持面は、共通生成曲線を所定の生成軸線の回りに所定角度回転させることにより形成されることを特徴とする請求項 1 記載の人工膝システム。

【請求項 9】 前記滑車インプラントの前記関節面および前記大腿骨人工装具の支持面は、前記共通生成曲線を第 1 の所定の距離動かすことによって生成された第 1 の横方向表面を備えた複合面を含み、前記第 1 の横方向表面は、前記共通生成曲線を第 2 の半径で所定角度回転させることによって生成された第 2 の横方向表面に横方向に接合されていることを特徴とする請求項 1 記載の人工膝システム。

【請求項 10】 前記滑車インプラントの前記関節面および前記大腿骨人工装具の支持面は、第 2 の表面に横方向に連結された第 1 の表面を有する複合面を含み、前記複合面は、共通生成曲線により生成され、前記第 1 の表面は、共通生成曲線を第 1 の所定の距離動かすことにより生成され、前記第 2 の表面は、前記共通生成曲線を所定の半径で所定の角度回転させることにより生成されていることを特徴とする請求項 1 記載の人工膝システム。